

事業評価書（事前）

事務事業名	ケアマネジメントリーダー活動支援事業
事務事業の概要	(1)目的 ケアマネジメントリーダーの養成及びその活動支援により、ケアマネジャーの支援体制を早急に構築し、介護保険制度におけるサービスの質の向上を図る。
	(2)内容 <都道府県事業> ・「都道府県・介護支援専門員支援会議」の設置・運営 ケアマネジャー関係者、行政、有識者で構成し、ブロック別意見交換会の開催、ケアプラン事例集の作成・配布などを行う。 ・都道府県ケアマネジメントリーダー養成研修 国において養成されたケアマネジメントリーダーを講師とし、各圏域のリーダーを養成するための「伝達研修」を実施する。 ・ケアマネジメントリーダー等相談窓口設置事業 ケアマネジメントリーダーの輪番等により、サービス担当者会議関係者の連絡網の設置、ブロック圏域での研修会 開催調整などを行う。 ・独自研修等促進事業 他職種合同研修の実施、事務必携・ハンドブックの作成等 <市町村事業> ・ケアマネジメントリーダー活動促進事業 各地域のケアマネジャーの活動状況等の把握、連絡調整、指導助言等のケアマネジメントリーダーの活動を支援する。
	(3)達成目標 「予算額(案)」 3,120百万円 上記の事業をすべての都道府県で実施するとともに、ケアマネジメントリーダーを全国で 1,800 人養成し、ケアマネジャーの支援体制を早急に構築する。
評価	(1)必要性 〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、緊要性の有無〕 介護保険制度の円滑な運営には、その要であるケアマネジャーの資質向上と適正な人材の確保が欠かせないが、一部のケアマネジャーがその本来業務であるケアマネジメント業務を適切に行えていないとの指摘もあり、支援体制の構築による資質向上は、喫緊の課題である。 〔官民の役割分担〕 介護保険制度下において、ケアマネジャーの養成は都道府県が行うことと規定されている。ケアマネジャーがその本来業務を適切に行えていないとすれば、国及び地方自治体がそれに対して一定の施策を講じる必要がある。
	(2)有効性 〔今後見込まれる効果〕 ケアマネジメントリーダーを各市町村等の行政圏域に配置すること等により、各自治体のケアマネジャーへの支援体制を確保し、もって、ケアマネジャーの活動水準のレベルアップと地域格差を是正して、利用者がよりよいサービスを受けられるようにする。 〔効果の発現が見込まれる時期〕 平成 14 年度において、ケアマネジメントリーダーを順次養成、配置し支援体制が整った時。
	(3)効率性 〔手段の適正性〕 ケアマネジメントリーダーの養成及びその活動を幅広く支援することにより、各都道府県等のニーズにあった効率的な施策の提供が可能となり、最大限の効果が見込まれる。
	(4)その他 (公平性・優先性など) 〔優先性〕 対応困難事例などについてケアマネジメントリーダーが助言指導を行うことにより、利用者のサービス調整などの業務を担うケアマネジャーを支援することは、ケアマネジャーの資質向上を通じて介護サービスの質の向上が図られるという観点から重要であり、介護保険制度の円滑な運用のために、最優先すべき事業である。
関連事務事業	厚生労働本省経費において、各都道府県でのリーダー養成研修の講師を兼ねる者(300人)に対する「ケアマネジメントリーダー養成研修」を実施。
特記事項	なし
主管及び関係課	(主管課)老健局振興課